

さいたま市ソフトボール協会  
令和元年度 市民体育大会 競技規則

令和元年 7 月 吉日

さいたま市ソフトボール協会  
会 長 浅見 茂  
競技用具委員長 多賀 義信

## 1. 登録メンバー

### 1-1. 登録メンバーの資格

チームの構成メンバーは、さいたま市在住または在勤であること。但し、1年以上チームに在籍した者が市外に転居し在住でなくなった場合、又は、転勤や退職により在勤者でなくなった場合は、続けて登録できるものとする。

尚、大学ソフトボール登録者及び高体連ソフトボールチーム登録者（両連盟に未登録であっても公式戦出場者を含む）の登録は認めない。但し、レディースについては、本規則「2. 打順表の提出」に記載する

「レディース特例」によるものとする。

### 1-2. 登録メンバーの変更

登録したメンバーに、住所・氏名・背番号・その他登録事項の変更が生じた場合、または退会者があった場合は、令和元年 8 月 18 日（日）に開催する代表者会議までに変更届を提出すること。以降は次大会まで変更は認められない。

### 1-3. 多重登録

チーム及び個人の登録は、他種別との多重登録ができるものとする。但し、一般男子一部・二部・三部は同種別であるので多重登録は出来ない。

### 1-4. 登録メンバーの移動

登録メンバーは、年度内に他チームへ異動し登録することは出来ない。但し、年度内に解散届が事務局に提出された チームの登録メンバーの異動は認められる。

### 1-5. 違反した場合の処置

上記の1-1項～1-5項に違反があった場合は、違反が発覚した時点で、当該大会の出場資格を停止する。また、その後の大会参加の可否については、チーム、監督および個人とも、懲罰委員会にて決定する。

## 2. 打順表の提出

(1) 打順表は、第1試合は試合開始予定時刻の30分前までに提出すること。第2試合以降は、前試合の開始後30分から自チームの試合開始予定時刻の20分前までに、当該球場の審判員に提出すること。試合開始予定時刻20分前までに提出がない場合は、提出済のチームに先攻・後攻の選択権を与えることがある。

(2) 打順表には、氏名には「ふりがな」を記載すること。

(3) ベンチに入ることができるチーム員は登録メンバーに限られ、攻守順を決定するコイントスまでに提出された打順表に記載された者のみであり、監督1名、コーチ2名、スコアラー1名、選手25名以内とする。監督、コーチ、スコアラーがプレイヤーを兼ねる場合は、選手人数内に含める。

(4) 監督が不在の場合は、登録されているチーム員から監督代行を選任し、代行者のユニフォームナンバーを打順表に明記しなければならない。主将についても同様である。

**(5) 監督代行又は主将代行が選任されている場合は、監督又は主将として登録されている者は、コイントスにより攻守が決定した後は、試合中ベンチに入ることが認められない。**

### 【レディース特例】

(1) レディースの大会においては、当日の人数が不足の場合、下記の条件において追加登録を認める。

但し、当日チームが競技場に到着次第、大会本部に書類を持って届け出なければならない。

・当日の正式登録されたメンバーが9人の場合は、臨時登録メンバーとして1名の追加を認める。

8名の場合は2名までの追加、7名の場合は3名までの追加を認めるものとする。

・上記事由により追加されるメンバーも、本競技規則の「1-1. 登録メンバーの資格」に規定するメンバー資格を満たさなければならない。

・当日に追加登録できる選手は、市内外を問わず、当協会に登録されていない者とし、当協会内における多重登録は認められない。

(2) 本特例は、当協会主催の大会のみであり、中央支部大会予選会及び県大会県予選会では適用できないので留意すること。

### 3. 棄権チームの取扱い

- (1) 当日予定された試合のチームが棄権した場合、相手棄権による勝チームに得点を与える。
- (2) リーグ戦を棄権したチームは、決勝トーナメントには進出できないものとする。
- (3) 上部大会に出場することによる、同一種別による日程変更以外は、チーム事情による日程の変更は認めない。
- (4) 決勝トーナメントで準決勝以上に進出したチームで、当協会の上部団体主催の大会への出場を理由とする以外(例えば、他団体主催大会への参加等)で棄権した場合は、大会後の昇格やシード権は消滅するものとする。この場合、当該委員会にて対応を決定する。

### 4. 競技員

#### 4-1. 競技員の派遣

- (1) 当日試合を行うチームは、自チームが試合を行う競技場に、チーム登録時に選任した競技員、又は、その代理者を必ず派遣しなければならない。尚、トーナメント戦においても同様である。
- (2) 当日棄権する場合であっても、各チームの競技員の派遣義務は消滅しないため、担当する要員数を集合時間までに派遣しなければならない。
- (3) 大会本部に連絡なく、無断で競技員を派遣しないことは、相手チーム並びに当日当該会場において試合を行う全てのチームに対する迷惑行為であり、かつ、大会運営に重大な影響を及ぼすこととなる。そのため、競技員を派遣しなかったチームは、大会本部からの連絡を持って、本大会(リーグ戦及びトーナメント戦を含む。)が終了するまでの間、少なくとも4試合において競技員を派遣しなければならない。
- (4) 競技員を派遣しなかったチームは、次の大会において競技用具委員1名をチームより選任しなければならない。尚、選任された競技用具委員は競技用具委員会に出席し、決議日程を消化しなければならない。

#### 【レディース特例】

- (1) チームが選任した競技員、又は、その代理者は、「第1試合と第2試合」及び「第3試合と第4試合」に、試合のないチームから、選任された競技員を含め、相互に2名ずつの競技員を派遣しなければならない。

#### 4-2. 競技場の準備と整備

各チームは、自チームが試合を行う競技場の運営に協力するものとし、次の事項を行う。尚、第1試合を行うチームは、7時20分に集合し、競技場の準備に協力する。

第1試合開始前: 用具の運搬、グラウンド整備、ライン引き、テント・机・椅子の設営等

各試合後: グラウンド整備、ライン引き等

最終試合終了後: グラウンド整備、用具の片付けと運搬、テント・机・椅子の片付け等

#### 4-3. チーム競技員の任務

##### (1) 荒川総合運動公園

- ・第1試合を行うチームの競技員は、7時20分に荒川総合運動公園管理棟の脇にある当協会倉庫前に集合し、「4-2. 競技場の準備と整備」に記載の事項(ソフトA面及びB面使用の場合は、第1試合を行うチームで外野フェンスの設置を含む。)を行う。
- ・最終試合に試合を行うチームの競技員は、試合終了後に、「4-2. 競技場の準備と整備」に記載の事項(ソフトA面及びB面使用の場合は、最終試合を行ったチームで外野フェンスの撤去を含む。)を行い、大会本部設営場所、又は、競技用具委員が指示した場所に用具を運搬する。

##### (2) 西遊馬運動公園及び宝来運動公園

- ・第1試合を行うチームの競技員は、7時20分に「別紙に記載された場所」に集合し、「4-2. 競技場の準備と整備」に記載の事項(第1試合を行うチームで外野フェンス及びバックネットの設置を含む。)を行う。
- ・最終試合に試合を行うチームの競技員は、試合終了後に、「4-2. 競技場の準備と整備」に記載の事項(最終試合を行ったチームで外野フェンス及びバックネットの撤去を含む。)を行い、用具を車両に積み込む。

##### (3) 北部工業団地記念公園

- ・第1試合を行うチームの競技員は、7時20分にグラウンド内倉庫前に集合し、「4-2. 競技場の準備と整備」に記載の事項(第1試合を行うチームで外野フェンスの設置を含む。)を行う。
- ・最終試合に試合を行うチームの競技員は、試合終了後に、「4-2. 競技場の準備と整備」に記載の事項(最終試合を行ったチームで外野フェンスの撤去を含む。)を行い、用具を倉庫に運搬する。

##### (4) 長宮運動公園

- ・原則として競技員は派遣しないため、競技を行う場合は小学生委員長の指示に従う。

#### 4-4. 競技員の担当試合と集合時間

チーム競技員（両チームから1名、合計2名）は下記試合を担当する。尚、競技員が揃わない限り試合は開始できないため、集合時間を厳守すること。

	当日の試合数が4試合の場合	当日の試合数が3試合の場合
第1試合	・第2試合の両チームが担当 ・試合開始30分前に集合	・第3試合の両チームが担当 ・試合開始30分前に集合
第2試合	・第1試合の両チームが担当 ・試合開始10分前に集合	・第1試合の両チームが担当 ・試合開始10分前に集合
第3試合	・第4試合の両チームが担当 ・試合開始20分前に集合	・第2試合の両チームが担当 ・試合開始10分前に集合
第4試合	・第3試合の両チームが担当 ・試合開始10分前に集合	

### 5. 審判員

#### 5-1. 審判員の派遣

(1)リーグ戦において当日試合を行う各チームは、チーム審判員を選任し、派遣しなければならない。

選任するチーム審判員は、原則として公認審判員の資格保有者が望ましい。但し、一般男子一部・壮年・ハイシニア・レディースの種別はチーム審判員の派遣は不要である。

トーナメント戦においては全種別とも公認審判員が審判を行うものとする。原則として4審制で実施するが、日程上審判員数が不足する場合は3審制で実施することもありうる。

(2)当日棄権する場合であっても、各チームの審判員の派遣義務は消滅しないため、担当する要員数を集合時間までに派遣しなければならない。

(3)大会本部に連絡なく、無断で審判員を派遣しないことは、相手チーム並びに当日当該会場において試合を行う全てのチームに対する迷惑行為であり、かつ、大会運営に重大な影響を及ぼすこととなる。そのため、審判員を派遣しなかったチームは、さいたま市ソフトボール協会懲罰規定第4条の対象となる。

#### 5-2. 審判割当の決定

派遣されたチーム審判員は、原則として集合したチーム審判員同士で話し合い、球審・1塁審・2塁審・3塁審を決定し、当該競技場を担当する公認審判員（担当審判員）に報告する。尚、チーム審判員同士で決定できない場合は、担当審判員の指示に従うこととする。

#### 5-3. 審判員の担当試合と集合時間

チーム審判員（両チームから2名、合計4名）は下記試合を担当する。尚、審判員が揃わない限り試合は開始できないため、集合時間を厳守すること。

	当日の試合数が4試合の場合	当日の試合数が3試合の場合
第1試合	・第2試合の両チームが担当 ・試合開始20分前に集合	・第3試合の両チームが担当 ・試合開始20分前に集合
第2試合	・第1試合の両チームが担当 ・試合開始10分前に集合	・第1試合の両チームが担当 ・試合開始10分前に集合
第3試合	・第4試合の両チームが担当 ・試合開始20分前に集合	・第2試合の両チームが担当 ・試合開始10分前に集合
第4試合	・第3試合の両チームが担当 ・試合開始10分前に集合	

### 6. その他

(1)競技場およびその周辺の安全に配慮しなければならない。

(2)審判員の判断に基づく判定に関する抗議は認められない。但し、ルール適用上の疑義については、監督又は監督代行者に限り認められる。

(3)スポーツマンらしくない言動は厳禁とする、言動によっては、退場処分の罰則を適用する。

また、自チームの応援者の言動についても、チーム代表者はその責を負うものとする。

(4)当協会が主催する競技は、高体連の大会を除いて金具付スパイクの使用を禁止する。

(5)ベースコーチは、安全対策上両耳付きヘルメットを着用しなければならない。

以上